

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年10月3日
【会社名】	株式会社SBI新生銀行
【英訳名】	SBI Shinsei Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者 川島 克哉
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-7000(代表)
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部統轄次長 平山 實
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-7000(代表)
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部統轄次長 平山 實
【縦覧に供する場所】	株式会社SBI新生銀行大阪支店 (大阪市北区小松原町2番4号) 株式会社SBI新生銀行名古屋支店 (名古屋市中村区名駅三丁目28番12号) 株式会社SBI新生銀行大宮支店 (さいたま市大宮区桜木町一丁目9番地1) 株式会社SBI新生銀行柏支店 (千葉県柏市柏一丁目4番3号) 株式会社SBI新生銀行横浜支店 (横浜市西区南幸一丁目1番1号) 株式会社SBI新生銀行神戸支店 (神戸市中央区加納町四丁目2番1号)

1【提出理由】

当行は、2023年10月2日を効力発生日として、当行の普通株式を対象とする株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施しましたが、本株式併合の結果、当行の主要株主に異動が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

新たに主要株主となるもの 株式会社整理回収機構
新たに主要株主となるもの 株式会社エスグラントコーポレーション

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合 株式会社整理回収機構

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	200,000個	9.80%
異動後	1個	12.50%

（注1）「異動前」の「総株主等の議決権に対する割合」は、本株式併合の効力発生日の直前日である2023年10月1日時点の当行の発行済株式総数204,144,774株から、当日時点の当行の自己株式942株を控除した株式に係る議決権の数（2,041,438個）をもとに算出しています。

（注2）「異動後」の「総株主等の議決権に対する割合」は、本株式併合の効力発生日である2023年10月2日時点の当行の発行済株式総数10株から、同日現在議決権を有しない2株を控除した株式に係る議決権の数（8個）をもとに算出しています。

（注3）「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

株式会社エスグラントコーポレーション

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	200,000個	9.80%
異動後	1個	12.50%

（注1）「異動前」の「所有議決権の数」は、株式会社エスグラントコーポレーションが2023年9月28日に関東財務局長に提出をした大量保有報告書の記載に基づくものであります。

（注2）「異動前」の「総株主等の議決権に対する割合」は、本株式併合の効力発生日の直前日である2023年10月1日時点の当行の発行済株式総数204,144,774株から、当日時点の当行の自己株式942株を控除した株式に係る議決権の数（2,041,438個）をもとに算出しています。

（注3）「異動後」の「総株主等の議決権に対する割合」は、本株式併合の効力発生日である2023年10月2日時点の当行の発行済株式総数10株から、同日現在議決権を有しない2株を控除した株式に係る議決権の数（8個）をもとに算出しています。

（注4）「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

いずれの主要株主においても、2023年10月2日（本株式併合の効力発生日）

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 512,204百万円
発行済株式総数 普通株式 10株

以上